

#### ④ 所得割税率(総合課税分)

市民税 6%	県民税 4%
--------	--------

#### ⑤ 調整控除

※この適用を受けられるのは合計所得金額が2,500万円以下の方に限ります。

(1) 合計課税所得金額が200万円以下

次のAとBのいずれか少ない金額の5%(市民税3%、県民税2%)

A: 所得税との人的控除額の差の合計額

B: 個人市県民税の合計課税所得金額

(2) 合計課税所得金額が200万円超

Aの金額からBの金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(市民税3%、県民税2%)

A: 所得税との人的控除額の差の合計額

B: 個人市県民税の合計課税所得金額から200万円を控除した金額

#### 【参考】人的控除の差額

控除の種類	金額	控除の種類	金額	金額
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円 以下	900万円超 950万円 1,000万円
障害者控除	普通 特別	1万円 10万円	950万円 以下	1,000万円 以下
同居特別障害者	22万円			
寡婦控除	1万円	配偶者控除	一般 老人	5万円 10万円
ひとり親控除	5万円			4万円 6万円
勤労学生控除	1万円			2万円 3万円
扶養控除	一般 特定 老人 同居老親等	5万円 18万円 10万円 13万円		

#### ⑧ 寄附金税額控除

前年中の以下の団体等に対する寄附金の控除

(1) 都道府県・市区町村に対する寄附金

(2) 新潟県共同募金会又は日本赤十字社新潟県支部に対する寄附金

(3) 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として新潟県又は新発田市の条例で定めるもの

(4) 所得税法上認定されたNPO法人以外のNPO法人に対する寄附金で、新潟県又は新発田市の条例で定めるもの

#### ・基本控除額

上記(1)(2)(3)(4)の控除額

(寄附金の合計額 - 2千円) × 10% (市民税6%・県民税4%)

※ この計算式の寄附金の合計額は総所得金額等の3割が上限

#### ・特例控除額

上記(1)のうち、ふるさと納税のみに適用されます。計算方法については、新発田市ホームページをご確認ください。

※ 市県民税所得割額の2割が上限

※ 総務大臣の指定を受けない都道府県・市区町村へ行った寄附は、ふるさと納税の対象外となります。ただし、この場合でも、所得税の所得控除及び個人住民税の基本控除部分については、対象となります。

ふるさと納税ワンストップ特例の適用を申請された方が確定申告又は市県民税申告をする場合、ふるさと納税に係る寄附金控除額も併せて申告する必要がありますのでご注意ください。

#### ⑥ 配当控除

配当所得がある人が申告の際に総合課税を選択した場合、その配当所得の金額に応じて一定の金額を税額から控除します。

配当控除額 = 配当所得 × 下表の割合

種類	課税総所得金額のうち、配当所得が含まれる部分		1千万円以下の部分	1千万円超の部分
	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%
				0.15%

#### ⑨ 配当割額又は株式等譲渡所得割額控除額

上場株式等の特定配当等・特定株式等譲渡所得について確定申告をすると市・県民税においても申告したことになり、市・県民税の合計所得金額にも算入されます。特定配当、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額等に含めて申告する場合、源泉徴収された市県民税は配当割額又は株式等譲渡所得割額として所得割額から控除することができます。所得割額から控除しきれなかった額については、均等割額に充当し、さらに充当しきれなかった額については還付します。

#### ⑩ 均等割及び森林環境税

森林整備等の財源確保を目的に森林環境税を年額1,000円、均等割と一緒に賦課徴収します。森林環境税の非課税の基準は均等割と同一です。

市民税	3,000円	県民税	1,000円	森林環境税	1,000円
-----	--------	-----	--------	-------	--------

#### ⑦ 住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において、控除しきれなかった金額がある場合、翌年度の市県民税で控除されます。(市県民税の申告の必要はありません。)市県民税からの控除額については、新発田市ホームページをご確認ください。

#### 事業税(県民税)に関する事項

営業、不動産所得が年間290万円(年の途中の開(廃)業の場合は月割額)を超える場合、個人事業税(県民税)の対象となります。  
詳しくは新発田地域振興局(0254-26-9024)にお問い合わせください。

**【問合せ先】**  
新発田市役所 税務課 市民税係  
電話 0254-22-3030(代表)  
0254-28-9321(直通)

## 令和8年度市県民税申告の手引き

◆この申告書は、令和8年度の市県民税の課税資料となるほか、市の各種サービスの資格判定のための基礎となる大切なものです。

◆記入する所得金額、所得控除は、『令和7年1月1日から令和7年12月31日まで』の一年間分です。

◆所得税がかかる方は所得税の確定申告をしてください。その場合は、市県民税の申告は必要ありません。

#### 市県民税の申告が必要な方

令和8年1月1日現在新発田市に住んでいた方で、次の①から⑤までのいずれかに該当する方

① 給与所得以外の所得があり、その金額が20万円以下

給与を1か所から受けている方で、給与所得や退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告は不要ですが、市県民税の申告は必要です。

② 公的年金等の所得以外の所得があり、その金額が20万円以下

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その年分の公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告は不要ですが、市県民税の申告は必要です。

③ 収入が給与のみ、または公的年金のみで、「源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除、配偶者(特別)控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除等)の変更や各種控除(医療費控除、生命保険料控除等)の追加をする方  
ただし、控除の変更や追加によって所得税(源泉徴収税額)に変動がある場合は確定申告が必要です。

④ 確定申告書の提出の必要がない方で、各種収入はあるが「源泉徴収票」が発行されていない方

⑤ 令和7年中に収入がなく、証明書発行や市の各種サービスの資格判定等のために、市県民税の申告が必要な方

#### 市県民税の申告が不要な方

① 期限内に税務署に令和7年分所得税の確定申告書を提出した方

② 前年の収入が給与収入のみで、その支払者から市に給与支払報告書が提出されている方

③ 前年の収入が公的年金等の収入のみで、その支払者から市に公的年金等の支払報告書が提出されている方

#### 特定配当等に係る所得・特定株式等譲渡所得(源泉徴収選択口座で管理しているもの)があった方

上場株式等に係る配当所得や譲渡所得は、配当の支払者や譲渡対価の支払者が市県民税を源泉徴収するため、市県民税は原則申告不要ですが、総所得等に含めて申告することもできます。

※特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得税と市県民税で異なる課税方法を選択することはできません。

#### 申告に必要なもの

※詳細については別紙「申告にお持ちいただくものと郵送による受付について」をご覧ください。

- マイナンバーカード(お持ちでない方は通知カード(最新の住所・氏名等が記載されているもの)と、免許証等の本人確認ができる書類)
- 申告書(住所、氏名、電話番号、職業、世帯主の氏名、続柄、生年月日などをあらかじめ記入しておいてください。)
- 所得金額に関する書類(給与・年金の源泉徴収票の原本、給与明細書、収支のわかる帳簿等)
- 各種控除(社会保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金等)に関する証明書・領収書等(令和7年中に支払ったもの)
- 医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書(事前に作成しておいてください)、医療費通知

#### 市県民税(所得割・均等割(森林環境税を含む))が課税されない方(※下記の扶養親族には16歳未満の扶養親族も含めます)

##### 【所得割・均等割(森林環境税を含む)とも課税されない方】

・生活保護法の規定による生活扶助を受けている

・障害者、未成年者、ひとり親、寡婦で、前年の合計所得が、1,350,000円以下 ※給与所得のみの場合、年収2,043,999円以下

##### 【均等割(森林環境税を含む)が課税されない方】

・均等割のみを課すべき方のうち、前年の合計所得金額が次の算式で求めた額以下である方  
280,000円+100,000円

※同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合は、  
280,000円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+100,000円+168,000円

##### 【所得割が課税されない方】

・前年の総所得金額等が次の算式で求めた額以下である方  
350,000円+100,000円

※同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合は、  
350,000円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+100,000円+320,000円

(参考)左記※同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合の限度額一覧

同一生計配偶者+扶養親族の数	均等割	所得割
0人	380,000円	450,000円
1人	828,000円	1,120,000円
2人	1,108,000円	1,470,000円
3人	1,388,000円	1,820,000円
4人	1,668,000円	2,170,000円

## ① 収入及び所得

種類	内 容
事業所得 (営業等・農業)	営業等:販売業、製造業、建設業、サービス業などから生ずる所得。 農業:農産物の生産、果樹の栽培、農家が兼営する家畜の飼育などから生ずる所得。 ※ただし、農地等を他の方に委託して(貸して)得た所得は、事業所得でなく不動産所得に該当します。
不動産所得	アパート、貸事務所、貸家、貸地、貸しガレージなどから生ずる所得(権利金、頭金なども含む)、農地の小作料収入等。
<営業、農業、不動産所得の記入について>	
収入=必要経費=所得金額	
営業、農業、不動産収入がある人は、收支内訳書(用紙は市役所にあります)を添付するか、申告書裏面「7 事業・不動産所得に関する事項」欄に収入金額、必要経費等を記入し、所得金額を計算してください。	
利子所得	源泉分離課税以外の公社債、預貯金の利子にかかる所得。収入=所得金額
配当所得	株式や出資金に対する利益の配当金、剰余金の分配金、投資信託の収益の分配金などの所得。 収入=株式を買ったり、出資したりするために借入れた負債利子=所得金額 ※特定配当等がある方は8ページ⑨をお読みください。
給与所得	給料、賃金、賞与、俸給、歳費及び事業専従者給与等に係る所得。 所得の計算方法は3ページ表1参照 ※源泉徴収票のない方は申告書裏面6も記入してください。
雑所得 (公的年金等)	国民年金、厚生年金、共済年金、恩給等。 所得の計算方法は3ページ表2参照 ※遺族年金、障害年金、寡婦年金等、障害及び死亡を支給事由とするものについては課税対象とならないため記載不要です。
雑所得 (業務に係るもの)	副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの。(令和5年度(令和4年分)の申告からは、前々年分の業務に係る雑所得の収入金額が300万円を超える方は、現金預金取引等関係書類を保存しなければなりません。)
雑所得 (その他)	契約者本人が受け取る個人年金や、著述家・作家以外の方が受け取る原稿料・印税・講演料などの収入(受け取りが継続的でないもの)、他の所得にあてはまらない所得。
<雑所得(業務に係るもの・その他)の記入について>	
収入=必要経費=所得金額	
申告書裏面「9 雜所得(公的年金等以外)に関する事項」欄に収入金額、必要経費等を記入し、所得金額を計算してください。	
※家内労働者等や外交員、集金人、特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする方(シルバー人材センター等)の場合は実際にかかった経費の額が65万円以下でも、必要経費として65万円まで認められる特例があります(事業所得・雑所得)。特例を適用する場合は、「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける場合の必要経費の額の計算書」(用紙は市役所にあります)を用いて必要経費を計算してください。	
総合課税の譲渡 (短期)	車両、機械、船舶、ゴルフ会員権、特許権、漁業権、書画、骨董、貴金属などの資産の譲渡による所得。 その資産の取得の日以後5年内に譲渡したもの。 申告書裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に収入金額、必要経費等を記入し、イ欄の金額を申告書裏面「1 収入金額等/総合譲渡/短期(コ)」に、二欄の金額を申告書裏面「2 所得金額/総合譲渡・一時(11)」に記入してください。
総合課税の譲渡 (長期)	車両、機械、船舶、ゴルフ会員権、特許権、漁業権、書画、骨董、貴金属などの資産の譲渡による所得。 その資産の取得の日以後5年を超えてから譲渡したもの。 申告書裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に収入金額、必要経費等を記入し、口欄の金額を申告書裏面「1 収入金額等/総合譲渡/長期(サ)」に、二欄の金額を申告書裏面「2 所得金額/総合譲渡・一時(11)」に記入してください。
一時所得	生命保険の一時金や満期返戻金、賞金や競馬・競輪の払戻金などの一時的な所得。 収入を得るために支出した金額が経費となります。 申告書裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に収入金額、必要経費等を記入し、ハ欄の金額を申告書裏面「1 収入金額等/一時(シ)」に、二欄の金額を申告書裏面「2 所得金額/総合譲渡・一時(11)」に記入してください。
分離課税の所得	分離課税に係る所得等については、税務課にお問い合わせください。 ※特定株式等の譲渡所得がある方は8ページ⑨をお読みください。

## ② 所得金額調整控除額(給与所得から差し引かれる金額)

所 得 金 額 控 除  一定の給与所得者の 総所得金額を計算 する際に、給与所得 から控除する金額	A:給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、⑦・⑧どちらかに該当する方 ⑦:本人、同一生計配偶者、扶養親族のいずれかが特別障害者に該当する方 ⑧:23歳未満の扶養親族を有する方 控除額=[給与等の収入金額(上限1,000万円)-850万円]×10% ※この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内の1人のみの所得者に適用するという制限はありません。 ※適用を受ける方は申告書裏面15を記入してください。
	B:給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等に係る雑所得がある方で、双方の合計額が10万円を超える方 控除額=[給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円)+公的年金等に係る雑所得(上限10万円)]-10万円 ※Aの適用がある場合はその控除後の給与所得からBを控除します。

表3 生命保険料控除の計算

(新)一般の生命保険料控除 (遺族保障等)		(新)個人年金保険料控除 (老後保障)		(新)介護医療保険料控除 (介護保障、医療保障)	
A支払保険料 円	C支払保険料 円	E支払保険料 円	Aの金額 ~12,000円	Cの金額 ~12,000円	Eの金額 ~12,000円
12,001円~32,000円	$A \times 0.5 + 6,000円$	12,001円~32,000円	$C \times 0.5 + 6,000円$	12,001円~32,000円	$E \times 0.5 + 6,000円$
32,001円~56,000円	$A \times 0.25 + 14,000円$	32,001円~56,000円	$C \times 0.25 + 14,000円$	32,001円~56,000円	$E \times 0.25 + 14,000円$
56,001円~	28,000円	56,001円~	28,000円	56,001円~	28,000円

+ ※A(新)とB(旧)の両方に該当する場合は、どちらか一方しか控除は受けられません。

+ ※C(新)とD(旧)の両方に該当する場合は、合計で最高28,000円

(旧)一般の生命保険料控除 (遺族保障、介護保障、医療保障等)		(旧)個人年金保険料控除 (老後保障)	
B支払保険料 円	D支払保険料 円	Bの金額 ~15,000円	Dの金額 ~15,000円
15,001円~40,000円	$B \times 0.5 + 7,500円$	15,001円~40,000円	$D \times 0.5 + 7,500円$
40,001円~70,000円	$B \times 0.25 + 17,500円$	40,001円~70,000円	$D \times 0.25 + 17,500円$
70,001円~	35,000円	70,001円~	35,000円

(A)+(B)+(C)+(D)+(E)= 生命保険料控除額 (最高70,000円)

表4 地震保険料控除額の計算

A 地震保険料(合計) 円
B (旧)長期損害保険料(合計) 円
※一つの保険契約で、下記AとBの両方に該当する場合は、どちらか一方しか控除は受けられません。
地震保険料
C A × 0.5 最高25,000円 円
損害保険料
Bの金額 控除額 円
~5,000円 Bの金額 5,001円~15,000円 10,000円
D C(地震)+D(長期) 最高25,000円 円

表5 配偶者控除・配偶者特別控除

申告者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者 控除	一般控除対象者 配偶者 老人控除対象者 配偶者	33万円 22万円 11万円		
	580,001円 ~950,000円	38万円 26万円 13万円		
配偶者 の 特 別 控 除	580,001円 ~1,000,000円 1,000,001円 ~1,050,000円 1,050,001円 ~1,100,000円 1,100,001円 ~1,150,000円 1,150,001円 ~1,200,000円 1,200,001円 ~1,250,000円 1,250,001円 ~1,300,000円 1,300,001円 ~1,330,000円 1,330,001円~	33万円 31万円 26万円 21万円 16万円 11万円 6万円 3万円 0円	22万円 21万円 18万円 14万円 11万円 8万円 4万円 2万円 0円	11万円 11万円 9万円 7万円 6万円 4万円 2万円 1万円 0円

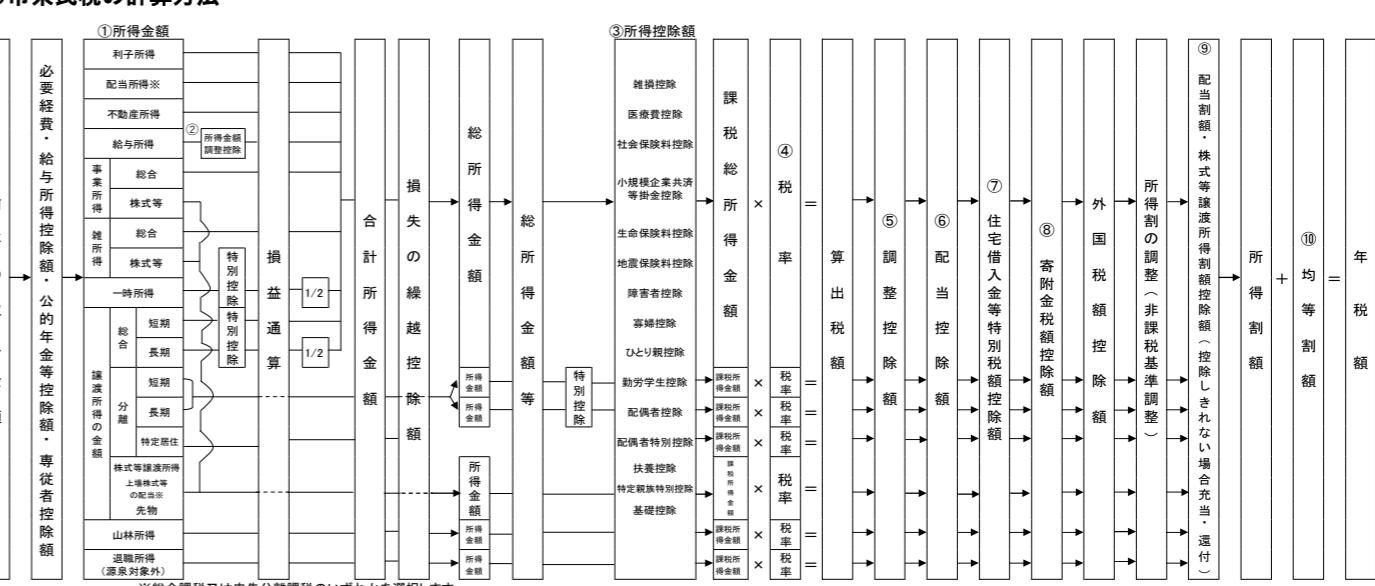
表6 特定親族特別控除

特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除額
580,001円 ~950,000円	45万円
950,001円 ~1,000,000円	41万円
1,000,001円 ~1,050,000円	31万円
1,050,001円 ~1,100,000円	21万円
1,100,001円 ~1,150,000円	11万円
1,150,001円 ~1,200,000円	6万円
1,200,001円 ~1,230,000円	3万円

表7-1 医療費控除額の計算

A 支払った医療費 円
B 保険金などで補填される金額 円
C A-B (赤字のときは0) 円
D 総所得金額等の合計額 円
E D×0.05 (赤字のときは0) 円
F 10万円とEのいずれか少ない方の金額 円
G C-F (最高200万円) 円

◎市県民税の計算方法



### ③ 所得控除額(所得から差し引かれる金額)

種類	内 容
雜 損 控 除	あなたや前年の総所得金額等が58万円以下の生計を一にする配偶者その他親族が、災害や盗難などで資産に損害を受けた場合。控除額は下記AとBのいずれか多い方の金額。 A:(損害金額-保険金などで補填される金額)-(総所得金額等の合計額×10%) B:(損害金額-保険金などで補填される金額)のうち災害関連支出金-5万円
医 療 費 控 除	あなたや、生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費(診療費、治療費、医薬品の購入費、分娩費、入院費など)を支払った場合。控除額は(支払った医療費-保険金などで補填される金額)-(「10万円」と「総所得金額等の合計額の5%」のいずれか少ない金額)。控除額の限度額は200万円。 ※医療費控除の明細書の添付が必要です。※下記特例との併用不可。【控除額は7ページ表7-1参照】
医 療 費 控 除 の 特 例 (セルフメディケーション税制)	あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために対象の医薬品の購入費を支払った場合(ただし、申告者が健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行った場合に限り、一定の取組を行ったことを明らかにする証明書類の添付や提示は不要)。控除額は医薬品購入費の合計額-保険金などで補填される金額-12,000円。控除限度額は88,000円。 ※セルフメディケーション税制の明細書の添付が必要です。【控除額は7ページ表7-2参照】
社会保険料控除	あなたや、生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている社会保険料(健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金、雇用保険、厚生年金、農業者年金など)を支払った場合。全額控除。
小規模企業共済等掛金控除	あなたが、下記の小規模企業共済法に規定された共済契約に基づく掛金等を支払った場合。全額控除。 A:独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金 B:確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金または個人型年金加入者掛金 C:心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金
生命保険料控除	受取人があなたや、配偶者その他の親族となっている生命保険契約等や個人年金保険契約等に基づいて、あなたが前年に支払った保険料や掛け金のうち分配金を差し引いた金額。 平成24年1月1日以後に締結した保険契約(新契約)と、平成23年12月31日以前に締結した保険契約(旧契約)で、計算式、控除限度額が異なります。【控除額は7ページ表3参照】
地震保険料控除	あなたや、生計を一にする配偶者その他の親族が所有する居住用家屋、生活用動産を保険や共済の目的とする損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料や掛け金を支払った場合。【控除額は7ページ表4参照】  平成20年度から損害保険料控除が廃止されましたが、平成18年12月31日までに締結した契約(満期返礼金等のあるもので保険期間又は共済期間が10年以上の契約)で平成19年1月1日以降にその損害保険契約等の変更をしていない長期損害保険契約等に係る損害保険料については、経過措置として地震保険料控除の対象とすることができます。
配偶者控除	令和7年12月31日(年の中途中で死亡した場合は、その死亡日)現在、あなたと生計を一にする配偶者(他の方の扶養親族や事業専従者を除く)で、前年の合計所得が58万円以下の方(同一生計配偶者という)であり、かつ、あなたの前年合計所得が1,000万円以下である場合。(控除対象配偶者という)【控除額は7ページ表5参照】  一般控除対象配偶者:70歳未満(昭和31年1月2日以後に生まれた方) 老人控除対象配偶者:70歳以上(昭和31年1月1日以前に生まれた方)
配偶者特別控除	生計を一にする配偶者(他の方の扶養親族や事業専従者を除く)を有する納稅義務者のうち、前年の合計所得が1,000万円以下の方で、配偶者の合計所得が58万円を超える場合。【控除額は7ページ表5参照】
扶養控除	令和7年12月31日(年の中途中で死亡した場合は、その死亡日)現在、あなたと生計を一にする次の年齢に該当する扶養親族(他の方の同一生計配偶者や扶養親族、事業専従者を除く)で、前年の合計所得が58万円以下の方。 (年齢別扶養控除額)  区分 年齢 国内居住 国外居住 控除額 一般扶養親族 16歳以上19歳未満 対象 対象 33万円 特定扶養親族 19歳以上23歳未満 対象 対象 45万円 一般扶養親族 23歳以上30歳未満 対象 対象 33万円 老人扶 兼居老親等 30歳以上70歳未満 対象 対象外 45万円 養親族 同居老親等以外 70歳以上 対象 対象 38万円  国外居住親族(30歳以上70歳未満)が扶養控除等の適用を受けるために必要な書類等 【留学により国外に住所及び居所がある方】 親族関係書類、送金関係書類、留学ビザ等書類 【障害のある方】 親族関係書類、送金関係書類 【生活費等により38万円以上の送金を受けている方】 親族関係書類、年間38万円以上の送金関係書類  平成24年度市県民税から、16歳未満の扶養親族については、扶養控除の対象外となりましたが、市県民税の非課税限度額の算定に16歳未満の扶養親族の人数が必要ですので、申告書表面「16歳未満の扶養親族」欄にご記入ください。  令和6年度市県民税から、扶養控除の対象となる国外居住親族の要件が厳格化され30歳以上70歳未満の方が除外されることとなりました。ただし、上表の方については必要書類をすべて提出または提示することで扶養控除等の適用を受けることができます。
特定親族特別控除	生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族(配偶者や事業専従者を除く)を有する納稅義務者のうち、特定親族の合計所得が58万円を超える場合。【控除額は7ページ表6参照】
障害者控除	あなたや、同一生計配偶者、扶養親族が障害者の場合。障害者手帳(身体・療育・精神・戦傷病者)交付者。精神や身体に障害のある65歳以上の方で、市長等の認定を受けている場合。常に就寝を要し複雑な介護を要する方など。 控除額:一般障害者=26万円 特別障害者=30万円 同居特別障害者=53万円 ※16歳未満の扶養親族も対象となります。
ひとり親控除	令和7年12月31日現在、総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子(他の方の同一生計配偶者や扶養親族を除く)を有し、合計所得金額が500万円以下の単身者の方。控除額=30万円
寡婦控除	令和7年12月31日現在、上記ひとり親に該当せず、合計所得金額が500万円以下の女性で次のAかBに該当する場合。A:夫と離別後再婚しておらず、扶養親族がいる方 B:夫と死別後再婚していない方 控除額=26万円
勤労学生控除	給与所得等があり、合計所得金額が85万円以下で、そのうち給与所得等以外の所得の合計額が10万円以下の学生。(給与所得等とは自己の勤労による事業所得、給与所得、退職所得及び雑所得をいいます。)控除額=26万円
基礎控除	あなたの合計所得金額が2,400万円以下の場合、控除額=43万円。2,400万円を超える場合の場合は控除額=29万円。2,450万円を超える場合の場合は控除額=15万円。2,500万円を超える場合は控除額なし。

表1 紙与所得の計算

A=(紙与等の収入金額)

Aの金額	紙与所得
~650,999円	0円
651,000円	A-650,000円
~1,899,999円	円
1,900,000円	A÷4 (千円未満の端数切捨て)
~3,599,999円	B×2.8-80,000円 円
3,600,000円	,000円 B×3.2-440,000円
~6,599,999円	円
6,600,000円	A×0.9-1,100,000円
~8,499,999円	円
8,500,000円~	A-1,950,000円 円

表2 公的年金等(雑所得)の計算

※年齢は、令和7年12月31日(年の中途中で死亡又は出国した場合は、その日)現在です。

A=(公的年金等の収入金額)	B=(公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計金額)
----------------	---------------------------

Bが1,000万円以下の人			
(65歳未満)			
(65歳以上)			
区分 Aの金額	雑所得	区分 Aの金額	
昭和 600,000円	0円	昭和 1,100,000円	
以 600,001円	A-600,000円	以 1,100,001円	
後 ～1,299,999円	円	後 ～3,299,999円	
年 1,300,000円	A×0.75-275,000円	年 3,300,000円	
に ～4,099,999円	円	に ～4,099,999円	
生 4,100,000円	A×0.85-685,000円	生 4,100,000円	
ま ～7,699,999円	円	ま ～7,699,999円	
れ 7,700,000円	A×0.95-1,455,000円	れ 7,700,000円	
た ～9,999,999円	円	た ～9,999,999円	
方 10,000,000円～	A-1,955,000円	方 10,000,000円～	
	円		円

Bが1,000万円超、2,000万円以下の人			
(65歳未満)			
(65歳以上)			
区分 Aの金額	雑所得	区分 Aの金額	
昭和 ～500,000円	0円	昭和 ～1,000,000円	
以 500,001円	A-500,000円	以 1,000,001円	
後 ～1,299,999円	円	後 ～3,299,999円	
年 1,300,000円	A×0.75-175,000円	年 3,300,000円	
に ～4,099,999円	円	に ～4,099,999円	
生 4,100,000円	A×0.85-585,000円	生 4,100,000円	
ま ～7,699,999円	円	ま ～7,699,999円	
れ 7,700,000円	A×0.95-1,355,000円	れ 7,700,000円	
た ～9,999,999円	円	た ～9,999,999円	
方 10,000,000円～	A-1,855,000円	方 10,000,000円～	
	円		円

Bが2,000万円超の人			
(65歳未満)			
(65歳以上)			
区分 Aの金額	雑所得	区分 Aの金額	
昭和 ～400,000円	0円	昭和 ～900,000円	
以 400,001円	A-400,000円	以 900,001円	
後 ～1,299,999円	円	後 ～3,299,999円	
年 1,300,000円	A×0.75-75,000円	年 3,300,000円	
に ～4,099,999円	円	に ～4,099,999円	
生 4,100,000円	A×0.85-485,000円	生 4,100,000円	
ま ～7,699,999円	円	ま ～7,699,999円	
れ 7,700,000円	A×0.95-1,255,000円	れ 7,700,000円	
た ～9,999,999円	円	た ～9,999,999円	
方 10,000,000円～	A-1,755,000円	方 10,000,000円～	
	円		円

